

老朽原発 うごかすな！ ニュース

第120号

発行・老朽原発うごかすな！
実行委員会

[連絡先]
090-1965-7102

老朽美浜原発3号機運転禁止処分、 大阪高裁による即時抗告棄却決定に抗議する

老朽原発うごかすな！実行委員会

3月15日、大阪高等裁判所（以下、大阪高裁）第1民事部（長谷川浩二裁判長、原司裁判官、大河三奈子裁判官）は、「超危険な老朽原発だけは止めてほしい」と願う、福井、滋賀、京都3府県の住民7人らが、美浜原発3号機の運転差し止めを求めていた仮処分事件の即時抗告審で、住民らの即時抗告申立を棄却

しました。

住民側弁護団の井戸謙一共同代表は、決定後の記者会見で、東北地方太平洋沖地震（2011）はプレート境界地震で、起こるのは100年から200年に1回、今度の能登半島地震（2024）は活断層が起す地震で、起こるのは1000年から2000年に1回だといわれていると指摘。東京電力などは、ま



報告する井戸謙一弁護士

ず起らないだろうと高を括っていたら現実に起こったことを示し、「人間の知力・知識をものともしない自然の力で起こったのが能登半島地震であり、原発の脆弱性を踏まえ



入廷進行

た決定が出るのではないかと期待していたが、大変残念で不当だ。全般的な印象として、住民の主張にケチをつけられるところを探して、ことごとく否定した決定だ」と述べました。

住民側が、最重要争点とした震源ごく近傍地震動の問題で大阪高裁は、原発敷地と活断層の距離を「何km」とするかにについて、新規基準には書かれておらず、原発サイト

ごとの個別の判断にゆだねられると判断。その根拠は、熊本地震で短周期地震動が出たとは評価されていないというだけで、美浜原発でも震源ごく近傍だと規制委員会が考えなかったことは合理的だとしています。裁判で住民側は、震源ごく近傍は「数km」だとする専門家の多くの論文を証拠として提出したが、大阪高裁は双方が提出した証拠を軽視し、熊本地震の評価だけを根拠に結論を出した不公平な決定です。

そもそも争点にすらならず、判断する必要もないと退けました。原発の運転は、それ自体が住民の生命と健康に害を及ぼすものであるから、許可を得て運転する仕組みになっています。原発の安全性は、第1層から第5層の防護階層で確保されるもので、それだけが独立して有効に機能しなければなりません。しかし、第5層の避難計画は全く機能していません。原子力災害から国民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする原子力災害対策特別措置法にも反する内容で、極めて不当な決定です。

老朽化問題で大阪高裁は



この日の目玉の横断幕

た原発は、過酷な環境下で長期間運転されているにもかかわらず、新規規制基準が定める対策に不合理な点はなく、特別点検でも原子炉容器などに欠陥や劣化は認められなかったと確認されていると、関西電力の主張をなぞるような内容です。しかし、決定では、使用されている材料等設備の経年劣化が懸念されることは否定できないとも述べており、膨大な機器や配管で構成され

棄却! 大阪高裁、 国・関電の主張を追認

3月15日、大阪高裁(長谷川浩二裁判長)は、住民7人による美浜原発3号機の運転差し止め仮処分即時抗告審で本件抗告を棄却した。
○老朽化については、「新規規制基準の対策に不合理な点はなく、特別点検等において、有意な欠陥や劣化は認められなかった」と関電の主張をなぞるもので、抗告人の主張を不採用とした。

る原発の老朽化による重大事故が起きる可能性を否定することはできず、決定は誤りです。
私たちは、このような不当な決定を認めることはできません。脱原発を訴える市民の目に見え、耳に聞こえる行動をさらに拡大させるとともに、本訴等も含めた司法の場でもさらに強力な闘いを続けていく決意を表明します。
(2024年3月17日)



不当判決を報告する

○極近傍地震については、「新規規制基準の対策に不合理な点はなく、特別点検等において、有意な欠陥や劣化は認められなかった」と抗告人の主張を不採用とした。

められなかった」と関電の主張をなぞるもので、抗告人の主張を不採用とした。
○極近傍地震については、「極近傍の距離は、原子力規制委員会の個別判断に委ねられるとし、規制委員会が熊本地震の研究結果を示すことで、美浜原発が極近傍に当たらないと判断したのは、不合理ではない」と偏った判断をした。
○避難計画については、「重大な被害が生ずる具体的危険性を抗告人が立証する必要があるが立証されていない、避難計画の不備については、検討するまでもない。よって抗告人の主張は採用できない」とした。

元日に起こった能登半島地震は私たち住民に衝撃を与えた。また、多くの家屋が倒壊し、道路が寸断された現実には、原発事故の時避難もできない、屋内退避もできないことを教えてくれた。この裁判の争点だった、地震、老朽化、避難計画について、原審決定の後には能登半島地震という生きた教材が起きたにも拘らず、そこから何も学ばない決定だっ

た。

昨年、政府は原発を最大限活用する大転換を行った。その影響は大きく、福井県でも原発の運転延命策である「使用済燃料の原発構内での乾式貯蔵施設設置」に向けて、決定が出た3月15日知事が申請を了承し進んでいる。今回の大阪高裁決定は、司法においても能登半島地震を教訓とすることなく、国、関電の主張を追認するものだった。

3月29日に福井地裁で、美浜3号、高浜1〜4号機の運転差し止め仮処分の決定が出される。福井地裁が住民に寄り添った、まともで、誠実な決定を出すことを切に願

たい。

(美浜3号仮処分即時抗告 抗告人 石地 優)



決定後の記者会見・報告会

老朽原発ただちに廃炉! 3・31 美浜全国集会

とき・12:00開場・12:30開会

ところ・はあとホール

美浜町保健福祉センター
(参加費無料)

集会後、デモで美浜町内、原子力事業本部をまわり、原子力事業本部前で集会、申し入れを行います。

京都、滋賀、大阪、兵庫、奈良、名古屋からそれぞれバスが出ます。

(お問い合わせ先)

橋田 090-5676-7068

又は、松原 090-9540-1959